



## 栃木地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

### 栃木労働局一般公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、栃木地方最低賃金審議会委員（補欠委員）を任命したいので、関係労働組合は、下記「栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年4月26日

栃木労働局長 奥村英輝

### 記

#### 栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### （1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

##### （2）推薦締切期日

令和6年5月17日

##### （3）推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室（宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎）